

おしらせ

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求期限は、平成20年3月31日まで

戦没者などの死亡当時の遺族で、平成17年4月1日に、公務扶助料、遺族年金などを受け取る人がいない場合は、特別弔慰金が支給されます。

対象となる遺族でまだ請求していない人は、請求をお願いします。
○給付内容 額面40万円
○請求・問い合わせ 役場健康福祉課 健康福祉政策係

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当
在宅で重度（または中度以上）の障害を持つ人などに支給します。

特別障害者手当
身体や知的、精神に重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護が必要となる20歳以上の人。

障害児福祉手当
身体や知的、精神に重度の障害があり、日常生活で常に介護が必要となる20歳未満の人。

特別児童扶養手当
20歳未満で、身体や知的、精神に中度以上の障害のある児童を養育している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人。

※各手当には、所得制限があります。また、施設などに入所している人には支給されません。
○問い合わせ 役場健康福祉課 健康福祉政策係
○融資額 学生・生徒1人あたり200万円以内

利率 年2・2%
返済期間 10年以内
○使いみち 入学金、授業料、教材代、家賃など
○問い合わせ 国民生活金融公庫熊本支店
「大津町気象情報」を終了します

国の教育ローン
高校や大学、専門学校などの入学、在学資金には国民生活金融公庫の「国の教育ローン」が利用できます。

桜祭り中止のお知らせ

町道の一部を歩行者天国にして、開催してきた「桜祭り」は、現在、町道本田技研南通線の道路拡張工事が行われていますので、今年も中止します。

問い合わせ
明日の観光大津を創る会事務局(役場商業観光室内)
☎(293)3115

シルバー人材センターからのお知らせ

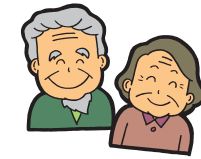
会員募集中

60歳以上の健康で働く意欲のある人を募集しています。ぜひ一度「あなたの力をみんなのために」生かしてみませんか？

手芸教室の開催

4月から、高齢者生きがい対策事業活動として手芸教室を開きます。先着10人までです。早めにお申し込みください。

問い合わせ 町シルバー人材センター
☎(293)4780



公共工事等入札結果

Table with 5 columns: 工事(業務・備品)名, 落札金額, 落札業者名, 工事(業務・備品)名, 落札金額, 落札業者名. Lists various public works and their results.

4月から菊池地域振興局の電話交換手を廃止します

県菊池地域振興局の代表電話は、時間外・閉庁日の緊急連絡用になります。4月1日からは、直接担当部署に電話してください。

問い合わせ 県菊池地域振興局 総務振興課 ☎0968(25)4283
ホームページ http://www.pref.kumamoto.jp/shinkoukyoku/kikuti\_hp/

平成20年 春の全国火災予防運動 「火は見てる あなたが離れる その時を」

平成20年3月1日(土)～7日(金)

この時期は、空気が乾燥し火災の発生しやすい季節です。火の管理、後始末には十分注意してください。また、家庭や地域の防火・防災について再点検をお願いします。

3月16日(日) 支払い窓口を開きます！ 町税・住宅使用料・下水道受益者負担金など

日曜日しか時間がとれず、なかなか支払いに行けない人などを対象に、支払い受け入れの窓口を設置します。まだ支払いがお済みでない人は、この機会をご活用ください。 ※証明などの発行はしません。

- 日時 3月16日(日) 午前9時～午後4時
場所 役場住民相談室
取扱対象
町税...住民税務課 問い合わせ ☎(293)3117
住宅使用料...総合窓口推進室 問い合わせ ☎(293)3112
下水道受益者負担金など...下水道推進室 問い合わせ ☎(293)9511

4月から菊池広域連合火葬場の使用料が変更になります

菊池広域連合では、墓地、埋葬などに関する法律に基づき、菊池広域連合火葬場(菊池火葬場・大津火葬場)の管理、運営を行っています。皆さんの利便性を考慮し、管外住民の使用料の変更を行います。実施日は、4月1日利用分からとなります。ご理解とご協力をお願いします。

Table showing crematorium usage fees (火葬場使用料) for old and new rates, categorized by age group (12 years and over, 12 years and under, other).

※「その他」とは、死胎、改葬遺骨、身体の一部、汚物などをいいます。
利用は、町長が証明する「火葬許可証」を提出して施設の指示に従ってください。
問い合わせ 菊池広域連合 環境衛生課 ☎0968(38)0172

国民健康保険 Q&A

障害者手帳の交付を受けていて65歳になった時は、何か手続きは必要でしょうか？

障害者手帳の交付を受けている人(3級以上と4級の一部)や、障害年金(1級と2級)を受給している人などは、65歳になった時に、老人医療受給者(4月からは後期高齢者医療)に該当する場合があります。

すでに65歳以上の人で、手続きをしていない人も、申請した翌月から該当する場合があります。
なお、国民健康保険のほか、他の健康保険の被保険者も含まれます。
詳しくは、お問い合わせください。
問い合わせ 役場健康福祉課 健康福祉政策係 ☎(293)3114

介護保険 Q&A

要介護・要支援認定を受けている人は、確定申告のときに障害者控除を受けることができますか？

障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者に、障害者控除対象者認定書を交付します。
この認定書で、所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。介護保険の認定に関する情報を基に、寝たきり度、認知度で判定しますので、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。申請に必要なものは、申請書・印かん・介護保険被保

険者証です。
問い合わせ 役場健康福祉課 健康福祉政策係 ☎(293)3114
介護保険係 ☎(293)3114